



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発行者 情報宣伝部
2025年8月5日 No.919

「人事・賃金制度の見直しに関する申し入れ」 解明交渉（その③）

「勤務制度の見直し」に関する申し入れ

【特別休日の見直し】

▼特別休日の見直しを行う理由は？

- ・組織再編により支社、現業・非現業など、垣根がなくなることから年間休日数を統一することとした。

▼特別休日を年間 68 日とする理由は？

- ・年間の総労働時間数を加味し、全社員の労働時間数減少から導きだした。乗務員勤務は 10 分延びるが休日数は増となる。仮に 67 日で 7 時間 20 分で計算すると乗務員は 1798 時間 50 分から 1804 時間と現行より増となるため、全社員が有利となる 68 日が妥当となった。

▼令和 8 年度の特別休日数はどのようにになるのか？

- ・68 日の付与で準備中を進めている。

▼出向先規定による出向者の特別休日の考え方は？

- ・出向先の就業規則に則り休日数は決定する。グループ会社が休日数の変更を検討しているかを含め、本社としてグループ会社の動向は把握していない。

【労働時間数の見直し】

▼労働時間数の見直しを行う理由は？

- ・組織再編により、支社、現業・非現業など、垣根がなくなることから 1 日当りの労働時間数を統一することとした。

▼1 箇月単位の変形労働時間制を適用する社員の 1 日当りの所定労働時間及びフレックスタイム制を適用する社員の 1 日当りの標準労働時間を 7 時間 20 分とする理由は？

- ・現行から勘案したものである。年間トータルの労働時間が減少し、休日数が増加することとなり、シンプルでわかりやすくした。

▼令和 8 年 7 月 1 日から作業ダイヤや乗務員運用行路などの変更が発生するのか？

- ・令和 8 年 3 月にダイヤ改正を行い、7 月から労働時間が変更となることにより、乗務員行路等に変更が発生する可能性があるが、大きな変更は想定していない。変更がない乗務員行路もある。

▼出向先規定による出向者の労働時間の考え方は？

- ・出向社員の労働時間については、就業規則等に則り取り扱うこととなる。

【勤務種別の見直し】

▼勤務種別の見直しを行う理由は？

- ・組織再編により支社、現業・非現業など、垣根がなくなることから、シンプルでより分かりやすい勤務体系の整備が求められているため、見直しを行った。

▼見直す勤務種別はどのようなものがあるのか？

- ・整理を行い、変形(L形)、変形(S形)は、ほぼ使用されておらず不要の判断となった。また、自動車乗務員については現在使用している社員がいない。

▼どのような社員が変形労働時間制を適用するのか？

- ・現行と同様、フレックスタイム制を適用する者を除く社員に適用することとなり、今後は変形労働時間制とフレックスタイム制のみとなる。

【フレックスタイム制の一部変更】

▼フレックスタイム制の一部変更を行う理由は？

- ・労働時間が7時間40分から7時間20分になるため、関係規定を整理したものである。

▼どのような社員がフレックスタイム制を適用することとなるのか？

- ・会社が指定する者をフレックスタイム制の適用対象者とする。労働時間が管理できない社員は変形日勤となるが、現行は存在しない。兼務指定された社員は、フレックスタイム制から外れることとなる。

▼フレックスタイム制を適用する場合の半日単位の年休は、当該日に限り、始業時刻前に使用する場合は、始業時刻を9時40分とする理由と、終業時刻前に使用する場合は、終業時刻を18時とする理由は？

- ・フレックスタイム制の1日当りの標準労働時間の見直しに伴い、フレックスタイム制を適用する場合の半日単位の年休の始業時刻を見直すこととした。また、終了時刻をわかりやすくするため18時とした。フレックスタイム制使用者の半休の実態はほぼない。

【乗務業務における予備勤務の見直し】

▼乗務業務における予備勤務の見直しを行う理由は？

- ・融合と連携の進捗により、従来の枠組みにとらわれることなく、よりフレキシブルな働き方を推進し、さらに駅・乗務業務の双方の不測の事態等にも柔軟に対応することを目的に、予備勤務を見直すこととした。
- ・待機の概念はなくなる。また、予備は変形勤務とした。企画業務や輸送混乱時の応援など、何かしら目的をもった業務を指示する。

▼乗務業務における予備勤務の考え方は

- ・融合と連携の進捗により、従来の枠組みにとらわれることなく、よりフレキシブルな働き方を推進し、さらに駅・乗務業務の双方の不測の事態等にも柔軟に対応することを目的に、予備勤務を見直すこととした。

組 合：これまで、何のために予備は存在したのか？

経営側：労働基準法により、お客さまにご迷惑をお掛けしないために待機させておくものであった。

組 合：それだけ重要な任務であったものであったが、なぜ考えを変えたのか。

経営側：融合と連携が深度化したことにより判断した。変形勤務にしておけば、フレキシブルに対応可能になる。斜め交番は、特/公/予備 ⇒ 特/公/変形となる。